

共通研修申請にあたっての留意事項

令和4年12月8日
共通研修評価認定小委員会

当委員会では、この度、歯科専門医共通研修（以下「共通研修」といいます）の認定申請に当たって参考に供することを目的とし、以下のとおり、共通研修審査において共通研修の該当性が問題となる事項をご案内いたします。

共通研修を主催する申請団体におかれましては、本留意事項を踏まえて、共通研修申請を行っていただくようお願いいたします。

1. 共通研修の基本的な考え方（共通研修要項より抜粋）

共通研修とは、「当該専門領域の枠を超え、歯科専門医として修得すべき基本的知識や診療態度の維持・向上に係る学修の機会（研修会または講習会等）」と定義されています。

この定義に該当することを前提とし、共通研修項目（①医療倫理、②患者・医療者関係の構築、③医療安全、④院内感染対策、⑤医療関連法規・医療経済）を選択いただくこととなります。その際には、共通研修申請の手引き記載のとおり、各小項目も参照していただくことを予定しております。

2. 共通研修に該当しないと判断される例

1) 主催団体内の運営及び方策等を目的とする研修等

上記のとおり、共通研修の定義において「歯科専門医として修得すべき基本的知識や診療態度の維持・向上に学修の機会」であることが求められます。

したがって、主催団体内の運営及び方策を確認したり改善したりすることを目的とする研修等は共通研修として相応しくありません。

また、主な参加予定者が歯科専門医・専門医を対象とするものではなく、職種横断的な参加を予定しているものについても同様の理由により共通研修として相応しくありません。

なお、共通研修制度の趣旨の徹底のため、当面の間、上記取扱いを厳格に実施いたしますが、今後共通研修制度の変更に伴って上記取扱いの変更をする場合には別途ご案内いたします。

2) 特定の専門領域に属すると判断される内容の研修等

上記のとおり、共通研修の定義において「当該専門領域の枠を超え」ていることが求められます。

したがって、特定の専門領域に属すると判断される研修内容については共通研修として相応しくありません。

3) 特定の歯科専門医向けであることが強調された研修

上記のとおり、共通研修の定義において「当該専門領域の枠を超え」ていることが求められます。

したがって、特定の歯科専門医向けであることが強調された研修については共通研修として相応しくありません。例えば、「××歯科専門医のための医療安全」「〇〇歯科専門医が修得すべき院内感染対策」という研修の場合、特定の専門領域に属する内容等ではないかと判断されてしまうおそれがあります。

以 上